平成２７年（フ）第６３号
山形県酒田市千石町１丁目９番12号
債務者　梅津　加代
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第５４３号
埼玉県所沢市元町１番６－202号　プラムコート所沢
債務者　中村　貴志
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４５号
埼玉県所沢市緑町３丁目34番５号
債務者　阿部　隆
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５５５号
埼玉県ふじみ野市市沢１丁目15番７－102号
債務者　渋谷　美恵
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０９号
埼玉県所沢市東所沢３丁目19番地の４　東所沢サニーコート301
債務者　佐野　康弘
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１５号
愛知県知立市鳥居１丁目12番地１　ファミール永晃Ａ棟302号
債務者　平子　直行
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
岩手県滝沢市巣子823番地26
債務者　髙田　豊
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４９号
盛岡市大新町９番25号　大新荘11号
債務者　松田　明美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５０号
盛岡市東中野字見石15番地11　ビレッジ日蔭５－202号
債務者　吉田　友美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５３号
香川県高松市多肥下町96番地１　モア・グローリーＢ号棟205号
債務者　工藤　正
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３５１号
大阪府八尾市泉町３丁目３番地、前住所大阪市西成区中開２丁目５番２号
債務者　大杉　康博
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１３号
大阪市西区新町３丁目15番６－1111号
債務者　梶　和佳（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０８号
大阪市東住吉区中野４丁目12番23－402号
債務者　三輪　重仁
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０号
香川県丸亀市土器町西７丁目62番地平成ハイツ３　201号、申立時の住所香川県丸亀市土器町東６丁目73番地メゾンイサク202号
債務者　菊池　早苗
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市茗荷沢43番地29
債務者　遠藤　知之
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第５６号
秋田県大館市御成町３丁目７番17－31号　秀鳳苑、前住所秋田県大館市字扇田道下76番地２
債務者　兜森　穂
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２８４号
茨城県那珂市東木倉941番地11
債務者　綱川　隆
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
水戸地方裁判所